

第209回埼玉県都市計画審議会

平成21年6月8日午後1時30分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

- 事務局 定刻となりましたので、ただいまより第209回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。
- 本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
- 議事に先立ちまして、新たに御就任いただきます委員の皆様へ、埼玉県知事からの委嘱状をお渡しをいたします。
- 知事にかわりまして、松岡都市整備部長からお渡しいたしますので、よろしくお願ひいたします。
- 埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第4号に規定しております県議会議員の委員として御就任いただきます神谷裕之様。
- 幹事（都市整備部長） 神谷裕之様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 鹿川文夫様。
- 幹事（都市整備部長） 鹿川文夫様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 宮崎栄治郎様。
- 幹事（都市整備部長） 宮崎栄治郎様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 松沢邦翁様。
- 幹事（都市整備部長） 松沢邦翁様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 福田秀雄様。
- 幹事（都市整備部長） 福田秀雄様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 西田矩子様。
- 幹事（都市整備部長） 西田矩子様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 舟橋一浩様。
- 幹事（都市整備部長） 舟橋一浩様。埼玉県都市計画審議会委員を委嘱します。平成21年4月24日。
埼玉県知事、上田清司。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 ここで改めまして、新任の委員の皆様を御紹介させていただきます。県議会議員の委員として御就任いただきます神谷裕之様。
- 神谷委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

- 事務局 鹿川文夫様でございます。
- 鹿川委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 宮崎栄治郎様でございます。
- 宮崎委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 松沢邦翁様でございます。
- 松沢委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 福田秀雄様でございます。
- 福田委員 よろしくどうぞ申し上げます。
- 事務局 西田矩子様でございます。
- 西田委員 よろしくお願いいたします。
- 事務局 舟橋一浩様でございます。
- 舟橋委員 よろしく申し上げます。
- 事務局 昨年度から継続して御就任いただいている委員の皆様には、引き続きよろしくお願いをいたします。

それでは、ここで大村会長から、今年度最初の都市計画審議会でございますので、ごあいさつをお願いしたいと存じます。

- 議長（大村） この審議会の会長を務めさせていただいております大村でございます。よろしくお願いいたします。

今年度最初ということで、若干ごあいさつさせていただきたいと思いますが、昨年来のいろんな経済危機というようなことで、都市を取り巻く環境も非常に大きく変わってきておりますけれども、大局的に見ますと、埼玉県が20世紀の後半期に猛烈な勢いで人口が集中して都市化を迎えた時代が、もう人口やいろんな意味合いでの成熟化現象というのが、これから非常に顕著になってくる時代だろうと思います。そういう中で、長期的、持続可能な県土のストックをどうやってつくっていくかということで、都市計画が果たす役割は非常に重要だろうと思っております。そういう意味合いで、この審議会に課せられた責任も重大だろうと思いますので、ぜひ皆様方の慎重で、しかも的確な御審議をいただきまして、この議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 事務局 続きまして、幹事として出席しております都市整備部の幹部職員を御紹介いたします。

改めまして、松岡都市整備部長でございます。

- 幹事（都市整備部長） どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局 次に、成田都市整備部副部長でございます。

- 幹事（都市整備部副部長） よろしく申し上げます。

- 事務局 ここで県を代表いたしまして、松岡都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 皆さんこんにちは。埼玉県都市整備部長の松岡でございます。今年度最初の都市計画審議会ということで、一言ごあいさつさせていただきます。

大村会長を初め、都市計画審議会の委員の皆様方におかれましては、日ごろから埼玉県の都市計画行政につきまして、多大な御支援、御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、今年度から、新たに神谷県議会議員さんを初め、8名の県議会議員の皆様新たに委員として加わっていただくことになりました。ぜひともよろしく御指導のほどお願いしたいと思います。

本県の都市計画審議会は、これまでに4,883件の議案につきまして御審議をいただいております。そういう中で、先ほど会長のほうからもお話がありましたけども、人口減少、高齢化社会ということで、今までと違って、外へ、外へとスプロールしていくような都市計画ではなくて、抑えるというか、適合するというか、そういう都市計画ではなくて、今までと違った、どちらかという、今までの市街地を再生するというか、もう一度見直すというようなまちなか再生とか、いろんな課題が山積している中で都市計画行政だというふうに考えております。実際にも、昨今、上がってくる議案の中には、暫定逆線引きの取り扱いのものでしたとか、それから都市計画道路の見直しとか、今までの積み残した課題を見直すものもあれば、今後の新しい形に向けて、まちなか再生なども含めた市街地の再生、そういうものも、もろもろございます。

そういう中で、まさに埼玉県が目指していますゆとりとチャンスの埼玉を目指しまして、いろんな面から御審議、御支援をいただければというふうに考えています。県としましては、今後とも時代の要請に応じました都市計画行政を強力に推進していきたいということで、委員の皆様には、今後とも引き続き御指導、御支援のほど賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですけども、ごあいさつとさせていただきます。

どうも本日はよろしくお願いたします。

○事務局 ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお配りしております資料が、配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、そして資料1、資料2、資料3、資料4、そして参考資料1、参考資料2、参考資料3、参考資料4でございます。あわせて、机の上にお配りいたしました資料につきまして、配布資料の一覧表、次第、座席表、参考資料5、そして本日現在の委員名簿でございます。配布資料一覧表及び委員名簿につきましては、事前に配付されたものと差しかえをお願いをいたしたいと存じます。よろしいでしょうか。

また、本会議は原則公開しておりますので、意見書の写しであります参考資料の個人情報に関する部分を黒塗りさせていただきます。

ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。ただいま16名の委員の方々に御出席を賜りました。したがって、本審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告を申し上げます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により、大村会長に議長になっていただき、

議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、大村会長、よろしくお願いいいたします。

○議長（大村） それでは、皆様の御協力をいただきまして、慎重かつ効率的に審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいいたします。

それでは、まず会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただくことになっておりますので、海野委員、いらっしゃいますか。神谷委員、このお二人をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、異議なしということでございますので、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきたいと思っております。

傍聴者はおいでになりますか。それじゃ、入場させていただきたいと思っております。

〔傍聴者入場〕

○議長（大村） 議事に入ります前に、傍聴者に傍聴上の御注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りいたしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと思っております。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきますので、御注意ください。

また、新聞記者の方で、写真撮影などがございましたら、許可をいたしますが。

〔「最初だけお願いします」と言う者あり〕

○議長（大村） そうですか。じゃ、よろしいですか。

それでは、ただいまより第209回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の議事次第にありますとおり、議第4884号「川越都市計画用途地域の変更について」など都市計画法、景観法及び土地区画整理法にかかわる10議案について御審議をお願いするのでございます。

それでは、議第4884号「川越都市計画用途地域の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の並木でございます。座って説明させていただきます。

それでは、議第4884号「川越都市計画用途地域の変更について」御説明させていただきます。議案書は5ページから9ページ、図面は11ページ及び13ページでございます。恐れ入りますが、議案書の11ページの計画図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更します

川越市の西部地域振興ふれあい拠点地区でございます。当地区は、図面中央のJR川越線、東武東上線、川越駅の南西約350mに位置しております。前面のスクリーンに変更地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が今回変更する区域でございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページの詳細図を御覧いただきたいと思っております。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。当地区は、ゆとりとチャンスの埼玉プラン、いわゆる埼玉県5か年計画に基づき、本県と川越市との共同事業として、地域の特色や資源を生かした産業の振興に加え、地域住民の活動・交流を促進するための複合拠点施設を民間の参画を得て整備を予定している区域でございます。都市計画道路事業等の進捗によりまして、周辺街区の整備が確実となったことから、駅を中心とする連続性のある商業地域の街区形成を図るため、地区内を容積率200%の近隣商業地域及び商業地域から容積率300%の近隣商業地域に用途地域を変更するものでございます。また、この用途地域の変更にあわせ、市決定ではございますが、産業支援、教育・文化交流、行政サービス、にぎわいを創出する商業業務機能を兼ね備えた複合的な都市空間の誘導を図るため、地区計画を定める予定でございます。また、火災の延焼を防ぎ、安心・安全の災害に強いまちづくりを進めるため、防火地域もあわせて指定をすることとなっております。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、川越都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の7ページは、その新旧対照表でございます。

以上、御説明申し上げました本議案につきまして、平成19年11月から2回、説明会等を開催し、その他関連する地区計画等につきましても説明会を開催し、市民に対して周知を図ってまいりました。平成21年3月10日から2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。この用途地域の変更につきまして、川越都市計画区域を構成する川越市、日高市及び川島町からは賛成の回答をいただいております。

なお、本議案にあわせまして、川越市が定めます地区計画、防火地域の指定につきましては、川越市都市計画審議会にて審議がなされ、川越市から知事あて、協議の申し出がされております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の説明に関しまして、御意見や御質問がございましたら、御発言いただきたいと思っております。いかがでございますか。

はい、どうぞ。

○福田委員 委員の福田でございます。1点だけお聞きしたいんですが、200から300にするというように御説明がありました。ここは場所的にも、よく存じ上げているところなんですが、もっと効率よく、この都市計画をしたいということで、容積率をもっと上げたいというような意見はなかったのかどうか、その辺だけお聞かせください。

○議長（大村） よろしく申し上げます。

○幹事（都市計画課長） お答え申し上げます。

これは、駅を中心から、容積率はだんだん低くするような形の中で、300という形でバランスはとれているというふうに思います。それから、この地区につきましては、かねてからいわゆるセンターの構想がありまして、それにつきましては、市並びに県と共同で進めてきておりまして、その中では300%という形で誘導を図っていきましようということで整理をしてきております。

○議長（大村） よろしゅうございますか。

○福田委員 はい、結構です。

○議長（大村） ほかにいかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、ほかにございませんようでしたら、議第4884号の議案について採決をいたします。

原案どおり決定することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） では、異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4885号「深谷都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしくお願ひいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4885号「深谷都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。議案の説明に入らせていただく前に、議第4885号につきましては、長期未整備都市計画道路の見直しに関する議案でございますので、現在進めております見直し作業の概要について、ここで御説明させていただきたいと思ひます。

前面のスクリーンを御覧いただきたいと思ひます。県内の都市計画道路の多くは、戦後から高度経済成長期における都市への急激な人口集中や市街地の著しい拡大、モータリゼーションの進展という社会情勢を背景に決定されてきております。したがいまして、長期的な視点に立ち、将来の拡大する都市を想定して、多くの都市計画道路が決定されてまいりました。このような中、長期間未整備の都市計画道路が多く存在することになりまして、その整備時期も不透明で、建築制限も長期間に及ぶという課題が顕在化してまいりました。このことに加え、人口減少、超高齢化の進展など、都市計画道路の決定の前提であった社会情勢が著しく変化してきております。また、平成16年6月、県議会におきましても、長期未整備の都市計画道路の見直しを求める決議がなされ、廃止も含めた見直しを求められているところでございます。このような背景から、都市計画道路の見直しに着手することといたしました。見直しに当たりましては、決定後、20年以上経過した路線を対象に、まちづくりの将来像の変化や、現道を含む周辺道路等の整備状況、今後の事業の予定など、その路線を取り巻く状況の変化をとらえ、交通機能や都市防災上、都市構造等の視点から、必要性を検証し、存続、廃止、ルート変更などの見直し案を策定してまいりました。

それでは、この見直し作業の流れを御説明いたします。平成16年度に長期未整備都市計画道路の

見直しガイドラインを策定いたしました。このガイドラインに基づきまして、平成17年度は当初の都市計画決定後、20年以上経過し、未整備区間が存在する路線を再検証路線として選定いたしました。さらにまちづくりの将来像の変化、関連事業の動向や変化などに基づき評価を行い、見直し候補路線の選定を行いました。平成18年度は、上位計画との整合性の確認や、交通量解析による検証などを行い、見直し路線の選定を行ってきております。平成19年度から順次都市計画の変更手続として、地元説明会や案の縦覧を経て、都市計画審議会にお諮りしているところでございます。

次に、見直し状況について御説明いたします。県内の都市計画道路は、全体で延長約2,468kmでございます。このうち当初決定後、20年以上経過している路線が約1,972kmでございます。その中で再検証路線は約495kmでございます。その再検証路線を対象に社会情勢の変化による必要性が変化してきていないか等の定性的な評価を行いまして、約118kmを見直し候補路線として選定し、交通量解析などの検証を経て、最終的に約65kmを見直し路線といたしました。

見直し路線の内訳につきましては、廃止が約51km、幅員変更が約7km、ルート変更が約7kmでございます。見直し路線となった主な理由のうち、代表的な事例を御説明いたします。これは、廃止する場合の事例でございます。スクリーンに赤で表示しているのが未整備の都市計画道路でございます。周辺地区の開発構想の見直しなどにより、都市計画道路の必要性がなくなり、路線の廃止をしようとするものでございます。

次に、幅員を変更する事例でございます。スクリーンに赤で表示しているのが未整備の都市計画道路の幅でございます。既存の町並みを維持することや、関係事業の変更などに伴いまして、現況道路などにあわせ、都市計画道路の幅員を変更しようとするものでございます。

最後に、ルートを変更する場合の事例でございます。スクリーンに赤で表示しているのが未整備の都市計画道路でございます。このように都市計画道路に並行した現道が既にあり、代替機能を有する場合に、この現道を活用したルート変更もしくは廃止するものでございます。ちなみに、今回お諮りする案件は、この事例に該当するものでございます。

次に、現在における見直し状況でございますが、約65キロの見直し区間のうち、昨年度までに約45.5kmの区間の見直しの手続を完了しております。残りの19.5kmの区間につきましても、現在地元との合意形成、関係機関との調整、経過交通量の再検証など都市計画手続を進めているところでございます。

それでは、議第4885号「深谷都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。議案書は15ページから18ページ、図面は19ページでございます。恐れ入りますが、議案書19ページの計画図をお開きいただきたいと思います。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきます。図面中央の赤色で表示されております都市計画道路普濟寺矢島線は、幅員12mの深谷市の北西部で、旧岡部町内に位置する南北方向の幹線道路でございます。前面のスクリーンを御覧ください。点線、四角で囲った部分を拡大します。本都市計画道路は、当初、昭和46年に赤で示すルートで都市計画決定が

されております。その後、本都市計画道路に重複する県道中瀬普濟寺線が幅員12mで整備されましたが、図面に黒の点線で示す一部の区間において、本都市計画道路のルートとは別に整備がなされました。これは、道路拡幅整備を実施するに当たりまして、農振農用地である農地や用地買収の経済性等を考慮した上、都市計画ルート上の整備ではなくて、既に存在した現道の拡幅での整備方法を選択したものでございます。今回の変更内容は、この整備済みの県道が十分に交通機能を果たすことから、現在の都市計画ルートを県道のルートに変更しようとするものでございます。議案書の計画図では、黄色で示す部分を削除する区域、赤色で示す部分を追加する区域としてあらわしてございます。

以上、御説明申し上げました本議案につきまして、平成19年8月より2回説明会を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成21年3月10日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、深谷市からは賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関して、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 特段ございませんか。

それでは、議第4885号の議案について採決をさせていただきます。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それじゃ、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4886号「草加都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4886号「草加都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。議案書は21ページから25ページ、図面は27ページでございます。

恐れ入りますが、議案書27ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思っております。図面の中央上下方向に位置しております都市計画道路、新和吉川線は、幅員27mの三郷市のほぼ中央に位置する南北方向の幹線道路でございます。現在、三郷市において、三郷中央地区、武蔵野操車場跡地周辺地区といった、各地区において、市の拠点としての整備が進んでおります。これらの整備進捗に伴い、相互に連絡する道路の必要性が高まっていることから、各拠点を接続する南北方向の道路ネットワークを構築し、円滑な交通の確保を図るため、新和吉川線の終点部を北側に約560m延伸するものでございます。また、今回の変更に合わせて車線数を4と決定いたします。平成21年2月24日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書は3通3名の方から提出されております。内容は3通が反対意見となっております。意見書の要旨と見解は「資

料1」に、意見書の写しは「参考資料1」にあります。御覧いただきたいと思います。

それでは、意見書の要旨と見解につきまして、順次御説明させていただきます。「資料1」の意見書の要旨と見解を御覧いただきたいと存じます。あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと思います。まず、意見書①、要旨1、「2年前に家を新築したときに、三郷市の都市計画課から何の説明もなく、平成20年6月19日の説明会だけでは、計画に反対です」との御意見でございます。本路線は、平成13年3月策定の「第3次三郷市総合計画」に幹線道路としての位置づけがあります。平成18年の新築当時、計画決定に必要な関係機関との協議は実施されておらず、道路のルートや位置について公表する段階ではございませんでした。今回の変更に係る説明会は、計画道路の地権者や沿道住民を対象として、平成20年6月19日と21日の2回開催しております。また、地権者の方からの要請を受け、8月23日には地権者25名を対象とした説明会を開催しております。また、その後、全市民を対象とした説明会を11月15日に開催しております。さらに、6月19日の説明会以降、市役所に相談窓口を設けてきたところでございます。なお、本意見書を提出された方に対しては、説明会以外にも3回面会し、計画への御理解を求めてきております。

次に、意見書②、要旨1、「大規模商業施設のために、住民を犠牲にしてつくる道路である」との御意見でございます。武蔵野操車場跡地地区は、平成13年3月策定の「第3次三郷市総合計画」に商業機能等を持つ「複合都市機能拠点」として位置づけられております。新和吉川線も同計画において位置づけがあり、この計画に沿って都市計画決定や事業化を進めてきております。

次に、意見書②、要旨2、「5年前に市に確認したところ、半田地域の開発ができないので新和吉川線は30年先になるとの回答だった」との御意見でございます。半田地域は、武蔵野操車場跡地・周辺地域の一部として「第3次三郷市総合計画」に「複合都市機能拠点」として位置づけられております。総合計画策定時は、拠点全体の開発とあわせて道路の都市計画決定を進めることとしていました。しかし、開発区域全体が非常に広範囲であることから、5年前に、武蔵野操車場跡地地区を先行して整備することとし、本路線も関連道路として都市計画決定の検討をしておりましたが、公表できる段階ではありませんでした。

次に、意見書②、要旨3、「25軒が被害を受ける住民無視の計画である。住民の住んでいない地域がたくさんあり、つくるなら路線を変更して住民の基本的な人権や生存権を守れ」との御意見でございます。本路線は、市の拠点である「三郷中央地区」と「武蔵野操車場跡地」を結ぶ4車線の幹線道路でございます。このため、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、本路線終点部の県道草加流山線の交差点から武蔵野操車場跡地の采女線までを曲線で結ぶルートとしております。具体的には、交差点の位置、既設道路との接続、常磐自動車道との横断部をコントロールポイントとして、道路構造令に従った安全な線形でルートを設定しております。

最後に、意見書③については、反対という記述のみで、具体的な記述はございませんでしたので、見解も特にございません。

以上で本議案の説明並びに意見書への対応の御説明を終わらせていただきます。なお、三郷市からは賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問をお受けしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、北堀委員。

○北堀委員 この反対意見の中に、5年前に、武蔵野操車場跡地を先行整備して、また本路線も関連道路として都市計画決定の検討をしておりましたがと書いてあるんですね。その中で公表できる段階でなかったということと、それから一番最初のこの意見書の1のほうの中に、反対意見として、2年前に新築をしたということ、これも住民の意識とすると、わかるような気がするんですよ。ただ、問題は公表ができるか、できないかじゃなくて、それも当然あるかと思うんですけども、やはり2年前に新築してそこに住んで、やっと落ちついたなといったときに、またこれを移転しなければいけない。これは私どもの地方で西関東連絡道路というのがありまして、別の道路の建設のために移転をしたにもかかわらず、また今度も道路にひっかかって、また移転をしろというんで、住民感情の問題として、なかなか和解がとれなかった。おかげさまで何とか和解できたんですけども。そういうことは役所の業務の中であり得ることはわかるんですが、こういう計画が、前提として予定されることであれば、そこが候補地となっていることを、住宅の許認可の段階できちんと内々で指導してあげるといことは、非常に重要なことだと思うんです。行政はその事業をやればいいわけですけども、やはりそこに住む人たちにしてみれば、移転をして、1年、2年たって、やっと落ちついてそこへ住んだというのに、皆さんが、その立場になったときに、どう思うのでしょうか。やはり、縦割り行政の弊害じゃないかというふうに思います。こういったことは、これから起こることが想定されるわけですよ。このようなことを今後の課題としてどういうふうに取り組んでいくのか、その辺もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（大村） 今の御指摘につきまして、どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 北堀委員さんのお話の御指摘の部分は、そのとおりではないかと思います。今回も三郷市にいろいろお話をしまして、そこら辺のその連携という部分と、それからもう一つは、行政の内部としては公表するということで、どの段階でやるかというのは、非常に悩ましいところでございます。それを今度発表した場合に、どういう影響があるかと。ここら辺は十分検討しなければいけない。

それから、そういう状況判断しながら対応していく必要がある、よく連携とって対応する必要があるということについては、今回も三郷市と十分調整して、この件でお話し合いをさせていただいた。今後は、そういうものを都市計画決定する際にも、各市町村さんにもよくお話をし、開発関係の許可部門とも連携をよくするように指導していきたいというふうに思っております。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○北堀委員 できればそういうふうにしていただきたい。それともう一つは、この路線もそうなんですけども、そういう中で当然ひっかかるところは、補償の対象なんですよ。そうすると、税金を投入するわけですよ。だから、そういった無駄も、できるだけ回避していただければ、税金の投入というか、無駄遣いも削減できるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大村） ほかにいかがでございますか。

どうぞ、須田委員。

○須田委員 大変おくれて参りまして、申しわけありません。ちょっとお伺いいたします。さっきの深谷の都市計画道路の変更とも関連があるんですけども、ちょっと私の見落としであれば、お呼びいたしますが、この今議題になっている道路ですけれども、事業主体、これはどこなんでしょうか。それをまずお伺いしたいと思います。

○議長（大村） お願いします。

○幹事（都市計画課長） 事業主体は市でございます。三郷市でございます。先ほどの深谷の場合は、県でございます。県道でございます。

○議長（大村） どうぞ。

○須田委員 これは市ということですから、よろしいんですけども、先ほど課長から御説明いただきました県内の都市計画道路の状況ですが、20年以上、地図上では落としてありますが、なかなかそれが事業化されていない部分が県内各市町村にあるわけですね。この辺の事業主体がはっきりしない部分がたくさんあります。ですから、今のは三郷市ですか、これは事業主体が市ということですから、北堀委員、御指摘のとおり、市のほうで、本来ならば住民の方に、あるいは新築の建築確認申請等々が出たときに、こういう計画があるという、そういったものを説明する責任というのはあるかなというふうには今思いましたけれども、どこが事業主体になって行くかということがはっきりしない路線、それが急に事業化ということになった場合の、今まで全然話を聞いていないよというような、そういったそごを来す場合が非常に多いのではないかとこのように思います。ですから、この辺のどこが県内の都市計画道路で見直しをされたということですけども、今ある路線も含め、どこが事業主体なのかというのがはっきりしていない点については、どういうふうに県としてはお考えになっておられるのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（大村） お願いいたします。

○幹事（都市計画課長） お話は事業主体がはっきりしないというところでございますけども、都市計画道路自体は、都市計画決定するときには、実は事業主体は決めていないというのが、これは法律上の議論でございます。今、須田委員さんからもお話あったとおり、都市計画、事業主体が決まらないということに対してのいろんな課題が出てきている。今回の長期未整備もそうですけども、制限が非常に長くかかっているとか、そういう課題が幾つか挙がってまいりました。そのことによって、長期未整備を見直しをしなくちゃいけないんじゃないかと、こういう流れの中で来ていると

いうふうに思っております。

それで、1つは事業主体は法律で決まっていなくても、今こういう長期未整備を見直すという視点の中で、やはり事業主体がある程度見えているものを都市計画として定めていくというようなことが、今これは国のほうの都市計画法の抜本改正の中でも、そういう議論がされているというふうに聞いております。したがって、これからの都市計画を進める際には、都市計画の事業主体をなるべくはっきりさせて、いつごろ事業が出てくるのか、できるのかということもなるべく明確にしながら、こういう流れになっているかなというふうに思っておりますし、そういう意味で、長期未整備の都市計画道路の見直しという議論が出てきているというふうに思います。

ただ、現実の問題として、先ほど言った二千何百kmも都市計画決定したものがございます。今回は20年以上の中から路線を見直してきております。また、県とすると、今後また5年ぐらいたちましたら、順次、長期未整備については、繰り返し都市計画決定の見直しについてはやっていく予定でございます。5年後、もう少し早いですが、そういう形で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大村） どうぞ。

○須田委員 そこで、ひとつ市町村として、一番頭の痛いところが、今全国知事会では、国直轄事業の負担金については、いろいろと議論がなされております。ただ、埼玉県の場合には、この都市計画道路、県が事業主体になって行う道路整備等々については、地元市町村負担というのが今ございます。全国知事会では、この国直轄事業負担金については、いろいろと廃止等々、改善方をお願いをされているかと思っております。ニュース等でお聞きをしておりますが、埼玉県が県内70市町村に要求している県の都市計画道路の地元市町村負担金については議論をされていない、これは非常に市長会としても不満がございまして、この辺はぜひ、きょうは都市整備部長もお見えでございますので、市長会としても、都市計画道路、県が事業主体になって行うものについて、10分の1の負担を求めていることについては、ぜひとも改善方をお願いをしたいということ強くこれから要望をしていく予定にしておりますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思っております。ちょっと議題とは関係ないことで申しわけないんですが、申し上げておきたいと思っております。

それから1点、我が市のことを申し上げますと、我が市の都市計画道路の計画路線は、全部もう20年以上たっております。それで、もちろん事業認可まだ至っていない路線がもうたくさん、ほとんどと言っていいぐらいあるわけですね。20年以上のものに見直しをかけたと言われますけれども、まだまだその見直しは、私は不十分だというふうに思っておりますので、その市民の方、住民の方には、もう既に30年以上にわたって、この制約を、制限を加えておりまして、そのままになっております。昔は念書、いわゆる承諾書ですか、この計画が実現、事業化されたときには、協力します、どきますよという念書をとっているんですが、最近はとらない方向になっているのでしょうか。そ

ういったことはまずいということになったのでしょうか。どうもその辺が、念書を出している方と、出していない方と非常にいろいろいらっちゃって、市民の中でも非常に不安と申しますか、今後どうなるのか。その20年以上たっている都市計画道路の計画路線で、そのままになっちゃっている部分についての見直し、これがどういうふうになっていくのか。要するに将来的な部分も含めて、議案とちょっと関連はあるといえはあると思っていますので、ここでお聞きをしたいと思えます。

○議長（大村） よろしくお願ひいたします。

○幹事（都市整備部長） ちょっとよろしいですか。縦割りと言っちゃあれなんですけども、一応道路につきましては、すべて県土整備部のほうやっていますけども、私のほうから責任を持って県土整備部と、それから知事のほうに、先ほどの件は、十分伝えていきたいというふう思っています。

○議長（大村） いかがですか。

○幹事（都市計画課長） 今回の長期未整備の道路の見直しの件について不足ではないかと、私たちがそういうふう思っています、実はこの長期未整備、全国的にもやっています、埼玉県が実は一番先頭を走ってやっているとよいう状況でございます。どういう形で見直しができるのかということについては、我々も手探りな状況でございます。今回の一通りやってみましたけども、まだまだ不足の部分があるなというふう思っていますので、今後そこについては十分検討していきたいというふう思っています、またいろんな御意見をいただければありがたいなというふう思っています。

○議長（大村） ちょっとお伺ひしたいんですけど、長期未整備の見直しの路線については、情報公開はされているんですか。それはそうすると、県民の方々も、どの路線が見直し対象になっているかというのは、おわかりになっているというふう理解していいんですか。

○幹事（都市計画課長） 見直し路線の経過につきましては、路線も含めてホームページで載せておりますので。

○議長（大村） 位置もあれでということですね。

○幹事（都市計画課長） はい。位置も含めて。

○議長（大村） そういう形でやっぱりオープンにされて、いろんな方々の意見を聞けるような機会を設けられるのは非常に大事な話だと思えますけど。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 この560m延伸するということで、若干、そこに付随する方々が反対の御意見を述べているんですが、この3,560m、この3,000mの部分の、県の方がお答えするのはあれでしょうけれども、今その前にあった3,000mの計画道路、その進捗状況と、この560mプラスして、どのぐらいでこの道路を完成させる予定なのか。その辺おわかりになりましたら、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（大村） じゃ、よろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） まず、この図面で、恐縮ですが、27ページを見ていただきたいと思います。27ページの下のほうから三郷中央駅というのがございますですね。この市街化区域内、この色を塗ったところ市街化区域、ここにつきましては、区画整理事業で今現在、整備中でございます。予定としては25年に完成する予定でございます。

それで、今度これを北へ上がりまして、調整区域の白いところになります。ちょうど新和吉川線の「吉」というあたりからですね。「川」というあたりですか、ここからこの延伸するところまで、この県道の茶色で横に走っております県道草加流山線、ここまでの区間です。約1,490mございますけれども、このところにつきましては、19年から国庫補助で事業をやっております。一応23年度完成予定と、こういうふう聞いております。

それから、今回都市計画決定で延伸する区間でございますが、24年から用地買収を始めまして、一応これは25年度から工事着手を予定しているという予定でございます。ちょっとお待ちください。ちょっと完成予定までは、把握はされていないということです。

○議長（大村） はい。

○福田委員 やはり地域の住民の方々には、この図面を見ても、これ560mというのは、とっても重要な部分だろうというふうに思いますし、市の事業であるならば、市のほうに県からもしっかりとこの審議会で意見が合ったことを伝え、反対をされている方々に、この地区の発展にはどうしても、この道路が必要だと説明すべきですね。これがおくれてしまいますと、道路がクランク状になり、交通渋滞も出てくるでしょうし、これがスムーズに流れるということならば、この560mは大変重要なので、まだまだ時間はあろうかと思しますので、その辺も含め、県が市を指導というか、言っただけならばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大村） ありがとうございます。ほかにはいかがでございますか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） ほかにございませでしたら、一応採決に入りたいと思いますが、議第4886号の議案につきまして採決をいたしたいと思います。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 異議なしということで。ただ、きょう大分結構いろんな御意見が出たので、この件については、よく事務方のほうとして整理していただいて、市との協議に関してもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、引き続きまして、議第4887号「和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4888号「和光都市計画区域区分の変更について」、議第4889号「和光都市計画用途

地域の変更について」、この以上の3議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供したいと思っております。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、説明させていただきます。

本議案は、和光北インター地区、白子三丁目地区の2地区についてでございます。この2地区につきましては、土地地区画整理事業により、計画的市街地整備が確実にになったこと、及び地区計画を策定し、良好な市街地形成が確実になったことから、市街化区域に変更するものでございます。議案書は29ページから71ページ、図面は73ページから77ページでございます。

議案の説明に入ります前に、変更する地区の概要を御説明いたします。恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。図面の北側の赤枠で囲まれた区域が和光北インター地区で、地区面積が約27haでございます。また、図面の南側の赤枠で囲まれた区域が白子三丁目地区で、地区面積が約7haでございます。この地区の概要、2地区について御説明申し上げます。まず、和光北インター地区についてでございます。前面のスクリーンに地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で示す区域が和光北インター地区でございます。東京外郭環状道路、国道298号及び国道254号、和光富士見バイパスが合流する和光北インターの周辺に位置してございます。地区の北側には、新河岸川水循環センター、西側には一級河川越戸川が流れており、南側は住居専用地域が隣接しております。今回変更する和光北インター地区については、幹線道路沿道の利便性を活かし、和光北インター地域土地地区画整理組合による土地地区画整理事業を実施するとともに、地区計画を策定して、産業拠点となる工業地の整備を予定しております。

次に、白子三丁目地区についてでございます。前面のスクリーンに地区の航空写真がございますので、御覧ください。赤枠で示す区域が白子三丁目地区でございます。県道練馬川口線の南側の沿道にございまして、東武東上線、和光市駅から東へ1.5kmに位置する暫定逆線引き地区についての議案でございます。暫定逆線引きにつきましては、後ほど御説明いたします。今回変更する白子三丁目地区については、東武東上線と和光市駅から東へ1.5kmで、幹線道路の沿道であるなど、交通の利便性を活かし、白子三丁目中央土地地区画整理組合による土地地区画整理事業を実施するとともに、地区計画を策定して良好な住居系の市街地整備を予定しております。

それでは、今回都市計画変更をする3議案について説明いたします。議第4887号「和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から御説明いたします。議案書30ページを御覧ください。変更する理由でございますが、ページの下を御覧いただきたいと思います。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきます。和光北インター地区は、国道254号バイパス南側及び東京外郭自動車道東側の18.2haについて、土地地区画整理事業を実施し、国道254号バイパス北側の1.5haについては、アクセス道路を地区計画に定めるなどの地区計画を策定することにより、良好な市街地の形成が図られることから、市街化区域に位置づけるものでございます。このため、本議案では、

幹線道路沿線の利便性を活かし、産業拠点となる工業地の土地利用を図るための変更をするものでございます。

変更する主な内容を新旧対照表を使って説明いたします。恐れ入りますが、議案書54ページをお開きいただきたいと思います。左側が新、右側が旧でございます。波線の箇所が追加、変更する箇所でございます。左側の新しい部分を使って御説明いたします。2(2)③市街化区域のおおむねの規模でございますが、和光北インター地区の市街化区域編入面積27haを加えてございます。

続いて、議案書55ページを御覧ください。3の(1)①の主要用途の配置の方針でございます。表の用途欄の工業地を御覧ください。波線の和光北インター周辺地区につきましては、東京外郭環状道路の優れた交通条件を活かしながら、機械、金属、情報分野等の新産業や倉庫、流通センター等の物量機能等の工業集積地として、工業地の形成を図る地区に位置づけております。

さらに56ページの3の(1)の②の市街地における建築物の密度の構成に関する方針や、57ページの3の(3)の市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針においても、波線の箇所のとおり、当該地区を位置づけ、所要の変更を行っております。

続きまして、議第4888号「和光都市計画区域区分の変更について」説明いたします。恐れ入りますが、議案書73ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思います。図面の北側の赤枠で囲まれた①の区域が和光北インター地区でございます。地区面積は約27haでございます。和光北インター地区は、土地区画整理事業の実施により、計画的な市街地整備が確実であること、及び地区計画の策定により、良好な市街地形成が確実であることから、市街化区域へ編入するものでございます。また、図面の南側の赤枠で囲まれました②の区域が白子三丁目地区でございます。地区面積が約7haでございます。

暫定逆線引き地区に関する議案でございます。この暫定逆線引き制度の概要と、今日までの経過につきまして、ここで説明をさせていただきたいと思います。前面のスクリーンを御覧いただきたいと思います。埼玉県では、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分をいたしました。この市街化区域及び市街化調整区域に区分をすることを、通称、線引きと呼んでおります。これからの説明の中でも再三出てまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

戻りまして、昭和45年の当初線引きを定める際、①既成市街地と、増加する人口の受け皿として、②の新市街地予定地を市街化区域と設定いたしました。このときは②の新市街地の中に農地が多く存在していましたが、区画整理などによる計画的な整備を予定していたことから、市街化区域へ設定したところでございます。しかしながら、昭和45年の当初線引きから10年が経過した昭和55年時点の新市街地予定地において、計画的整備が依然として進まない、多くの農地が残っている状況が見受けられました。このままでは乱開発が進み、計画的な整備が困難になることが想定されました。このように農地が多く残り、当分の間、計画的整備が見込まれない地区を、用途地域を残したまま、一たん市街化調整区域にすることを暫定逆線引き制度と呼んでおり、その地区を暫定逆線引

き地区と呼んでおります。この暫定逆線引き地区は、その後、区画整理など計画的整備が確実に
なった段階で市街化区域に再編入することとしたものでございます。

その後、平成15年度において、暫定逆線引き地区の多くは、約20年が経過したにもかかわらず、
計画的整備が立ち上がり、また人口減少が予測されることにより、新たな宅地供給の必要性が低
くなってきた地域も見受けられます。このため、暫定逆線引きを行った地区の適正な土地利用の誘
導をするため、計画的整備が確実になった地区は市街化区域へ再編入し、計画的整備が見込めない
地区は、用途地域を廃止することといたしました。今回の白子三丁目地区、約7haに関しては、既
存の市街化区域を含めた区域において土地区画整理事業を実施することにより、計画的な市街地整
備が確実であること、並びに既存の宅地化した区域については、建築物の制限を定めるなどの地区
計画を策定することにより、良好な市街地形成が確実であることから、市街化区域へ編入するもの
でございます。

恐れ入りますが、議案書64ページにお戻りいただきまして、前面のスクリーンもあわせて御覧い
ただきたいと思っております。1の区域区分でございますが、今回の変更により、和光北インター地区、
27ha及び白子三丁目地区7haの合わせて34haを市街化区域に編入するものでございます。今回の変
更に伴い、和光都市計画区域の市街化区域の面積は733ha、市街化調整区域の面積は371haとなりま
す。

続きまして、議第4889号「和光都市計画用途地域の変更について」御説明いたします。恐れ入り
ますが、議案書75ページの詳細図をお開きいただきたいと思っております。前面のスクリーンもあわせて
御覧ください。図面の赤枠で囲まれた区域が先ほど御説明いたしました和光北インター地区でござ
います。今回、市街化区域への編入に伴い、新たに用途地域を定めるものでございます。図面の左
下の表が変更内容でございます。当地区は、土地区画整理事業の実施及び地区計画の策定による都
市基盤整備を推進するとともに、新産業の工場及び物流関連施設を誘導することや、地区内や地区
周辺の住居系の土地利用に配慮して、準工業地域に用途地域を定めるものでございます。また、今
回の用途地域の変更とあわせて、市決定ではございますが、地区計画を定めることとなっております。
地区計画の主な内容といたしましては、地区施設として区画街路、公園などを定め、また建築
物の用途の制限としては、床面積の合計が500㎡を超える店舗などの建築物の用途を制限しており
ます。これによって、良好な工業団地の形成を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案書の68ページにお戻りいただきたいと思っております。これは和光都市計画用途
地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の69ページは、その新旧対照表となっております。

以上、説明いたしました3議案につきまして、和光北インター地区につきましては、平成18年12月
10日から4回、関連する都市計画事業を含め説明会を開催し、地区内関係者に対しまして周知を図
ってまいりました。白子三丁目地区につきましては、平成19年10月18日から4回、関連する都市計

画事業等を含め説明会を開催し、地区内関係者に対しまして周知を図ってまいりました。その後、3議案について、和光市内の住民の意見をお聞きするため、平成21年1月15日に公聴会の開催を予定しておりましたところ、公述人の申し出はございませんでした。また、平成21年4月14日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、平成21年6月3日、先週でございますが、市民4名の方から、埼玉県知事及び埼玉県都市計画審議会会長あてに907名の署名を添えて、「和光市北インター地区の都市計画用途変更、工業地化反対及び隣接周辺住民に説明し、景観、環境の視点から、再考を求める要望書」が提出されました。この要望書の写しにつきましては、「参考資料5」として、本日配付させていただいたところでございます。これを御覧いただき、あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと思っております。

この要望書の要旨は3つございます。1つ目は、「渋滞等、交通問題による周辺環境への影響があり、都市計画用途変更、工業地化には反対であります」との要望でございます。本地区は、第3次和光市総合振興計画後期基本計画に新産業地区として位置づけられており、これを実現するために必要な都市計画の変更を行おうとするものであります。県といたしましても、本地区は幹線道路である国道254号和光富士見バイパスと東京外郭自動車道に隣接する優れた交通条件に恵まれた区域であり、産業系の土地利用を図るには適していると考えております。また、新産業地区の整備に伴う交通問題であります。和光市では、新産業地区の整備に伴い、新たに発生する交通につきまして、国道254号和光富士見バイパスと東京外環自動車道の側道を主な出入り口とする計画であり、周辺への影響を極力小さくする配慮をしております。なお今後、企業活動の開始に伴う周辺への交通の状況に応じ、適切な交通安全対策を検討していくこととしております。

2つ目は、「周辺住民及び和光市民は、当該事業について計画を知らないのが実情です。周知されていない隣接・周辺住民への説明の機会を要望します」との要望でございます。今回の都市計画の案につきましては、市の広報紙で公聴会の開催や計画案の縦覧のお知らせを通じて周知してまいりました。さらに周知を図るため、和光市では周辺住民を対象にした説明会を速やかに開催する予定としております。

3つ目は、「土地区画整理の推進においては、周辺環境、景観との調和が必要である。景観、環境の視点からの再考を求めます」との要望でございます。和光市では、土地区画整理事業地内やその周辺も含めて、景観や環境に配慮した整備ができるよう進めることとしております。県といたしましても、土地区画整理事業地内やその周辺も含めて、景観や環境に配慮した整備ができるよう、和光市に対して助言してまいりたいと思っております。

なお、議第4887号から議第4889号の3議案につきまして、和光市からは賛成の回答をいただいております。また、本3議案にあわせまして、和光市が定めます地区計画、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業の区域につきましては、和光市都市計画審議会にて審議がなされ、和光市から知事あて、協議の申し出がなされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。

ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思いません。いかがでございますか。

どうぞ。

○小沢委員 参考までにちょっとお聞きしたいんですが、和光北インターチェンジのところと、それからもう一カ所のところは、現在はどんな土地利用なんですか。この図面で見ると、田んぼか、畑のように見えるんですが、現状はどうなっていますか。

○議長（大村） よろしくお願いたします。

○幹事（都市計画課長） 写真は出ますか。先ほども写真を見ていただいたと思いますけども、まず和光北インターでございますが、建物的には左の下、このところに教会と保育園があります。それから、若干こちら辺に工場があつて、あとは農地としてほとんど活用されているというのが現状でございます。

次の白子三丁目でございますが、練馬川口線が4車線で通っておりまして、ここに、農地が介在しているという。先ほど既成市街地も少しあるところもありましたけど、そんな状況になっております。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○小沢委員 私は、市で出されたことは、決して反対というわけじゃありませんけれども、やはり東京を見ても、全く緑がなくなっている。この東京と隣接しているようなところに、やはりある程度の空地があるということも、災害の面だとか、いろんな面で必要じゃないかなという感じがしますけれども、ここへ出てきた以上はやむを得ないだろうと思いますが、そういったことも配慮していただきたいと思う。

あと1つは、こういう市街地にみんな集中して何かできると、私は毛呂山町という、ちょっと川越から西へ寄ったへんぴなところで、そういうところが栄えないね。本当にその格差が出てきちゃうんですよ。それだけは事実でありますので、御承知をしていただきたいとは思いますが。

以上です。

○議長（大村） ありがとうございます。ほかにはいかがでございますか。

どうぞ、神谷委員。

○神谷委員 先ほどの事務局からの説明で、既に和光市及び意見書等々についてはなかったが、本日追加資料という形で、意見を持っている方が、署名を添えてここに提出されてこられたということについては、私自身もここは隣の町ということで、地域的にはわかるんですけども、果たして住民にしっかりと説明というものをなされたのか。ちょっと不満というか、あるんです。この辺については、事務局サイドではどう考えているんですか。

○議長（大村） いかがでございますでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 先ほど説明しましたとおり、この要望書が出されたこともあるかと思いませんけれども、市のほうでは、隣接する住民に対して、速やかに説明会をやりますという話を聞いております。我々としても、いろんな形の広報を通じての周知という形でさせていただいてきておりますけれども、そういう説明が望ましいと考えております。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○神谷委員 今まで大体こういう閲覧期間に反対というか、意見を持つ方は、1通、2通、必ずありましたよね。和光の場合はなかったということに対して、本日の審議会の直前にそれらが出てきたということに対して、地元の都計審から始まった、地域住民への説明というものがどういうふうになっていたのかなという、ちょっと懸念がありますので、改めて聞かせていただいたところです。

○議長（大村） ほかにはいかがでございますか。

どうぞ。

○鹿川委員 私は、やはり地権者が熟慮に熟慮を考えた上、企業団地をつくって、また大きく市、県に税収をもたらすものであります。ましてこういう厳しい時代にそういう新規の企業が進出ということは、税収面、いろいろな雇用の場、そういうことを考えれば、大変ありがたい企業、工業団地ということだと思います。そういう中において、住民の一部の方がこういう景観とか、環境とか、そういうことを指摘されての意見書がございますが、今では埼玉県のほうでも、田園都市等いろいろな面において、グリーンゾーンとか、ある程度、建ぺいの中を考えて、緑の空間を残しながらの企業、工業団地だと思います。その辺をよく十分、説明していけば、私は頑張ってもらえばいいんじゃないかと、一応そういうふうに考えております。

○議長（大村） ほかにはいかがでございますか。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 私は蕨に住んでいて、和光のほうに車で走りますと、先ほど神谷先生のほうからお話があったように、和光の高台のほうは、随分緑が昔あって、いいなと思いながら走らせてもらって、最近になるとマンションが大分できてきたなという思いがして、今度、このインターのところ、今までは農地だったところが、準工になるというようなお話でございまして、確かに荒川の土手の近辺には、いろいろな工業団地があつたりして、あの辺は大変いい物流の拠点になるのかなと思いつつながら、今お話を聞かせていただいたんです。埼玉県で進めている工業だとか、物流団地の事例、これからおやりになるところかもしれませんけども、そういった開発をするときには、グリーン帯を周辺に設けるというような計画をして、大変すばらしいなと。地域の住民の方の目線からは、その工業団地だとか、流通団地だとかが目ざわりにならない、そういったものをつくられているというような、つくっていくということですから、これからもこの要望書の中に地域住民の方と事業の進捗について十分話し合いの場を設けてくれというようなことも書かれておりますし、またこの辺、本当に水辺の空間としても、私はいいところであるなというふうに思っています。その辺も考慮を

していただいて、十分市と組合施行というような形で御説明をいただきましたので、これから地域の方々とお話し合いをするという、そういったものをつけていただくことも必要なのかなど。ただし、今のまま、田んぼがあったり、畑があって、それはそれで悪いことではないんですが、車のそういった物流だとか、流通だとかの観点からすると、とてもいいところだなというふうには私も思いますので、その辺をどう整合性をつけていくのか。十分、地元の方々のお話し合いをしていただきたいなというふうには思っております。意見として述べさせていただきます。

○議長（大村） ありがとうございます。ほかには。

どうぞ、須田委員。

○須田委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、区画整理、組合施行でということですから、お伺いしますけど、この署名を907名ですか、集めて要望書を出された方の中に、この区画整理地内の方はいらっしゃらないとは思いますが、確認をさせていただきたいと思えます。恐らくあそこで線を引かれていますから、あのラインで賛成者がみんなあそこまでで多分やられたんだろうと思えますけども、この区画整理地内、組合施行ですけれども、反対の方はいないのかどうか、確認をさせていただきたいと。

○議長（大村） どうぞ、事務局のほうでお願いします。

○幹事（都市計画課長） 今回の要望書の中に、この組合の区画整理の区域の中からの人が6名おります。その方がどういう所有関係かというのは、確認はしていないんですけども、6名の方はいらっしゃいます。

○議長（大村） 須田委員、何かございますか。

○須田委員 通常、こういった組合施行の区画整理となりますと、当然ですけれども、そのエリア内の地権者の方、全員の賛同をいただいてエリアを決めてくるんだろうというふうに認識をしております。また、254の北側地区は地区計画でということになっておりますから、このライン、さっきのところもそうですけども、ラインの中に入っている組合施行の区画整理の地権者の方は全員賛成というふうに認識をしておりますが、反対の方もいらっしゃるということでしょうか。反対があつて、組合施行の区画整理は難しいと思えますけども、いかがですか。

○議長（大村） いかがですか。

○幹事（都市計画課長） 区画整理の状況でございますけども、地権者の意向という意味では、99%の賛成をいただいているという状況でございます。したがって、先ほど言った、この署名された方との関係を、確認はしておりませんので、恐縮でございますけども、一応そういう話と聞いております。

○議長（大村） ほかにいかがでございますか。

はい。

○須田委員 市施行、公共施行ですと、当然道路から道路とか、川から道路までとかというエリアと

ということでお願いをいたしますので、反対の方も当然中にはおられる、これはもうやむを得ない、御理解をいただくしかないと思いますけども、組合施行で反対の方がいても、こういうふうに上げてくるというのはどうなのかなというふうに思いますが、その辺は、結論を出す前にちょっと慎重に組合施行で反対の方がいてもゴーサインを出してしまっているのかどうかというのは、検討が必要じゃないかと提案したいと思います。

○議長（大村） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の篠と申します。先ほど組合施行の土地区画整理事業について、須田委員さんのほうからお話ございましたけれども、今現在、私どものほうでつかんでいる書面による同意率が大体、約8割でございます。ただ、組合施行の土地区画整理事業につきましては、3分の2以上の同意がありますと、知事は設立認可をしなければならないという規定になっておりますので。ただ、法定の3分の2あれば事業がスムーズに行くということは考えておりませんので、いわゆる組合施行の土地区画整理事業の同意率については、できるだけ高い数字を目指して事業化を図っていくということが私どもの基本的な方針でございます。

○議長（大村） ほかに。

どうぞ、宮崎委員。

○宮崎委員 宮崎でございますが、何か意見が大変多く出ていて、この要望書なるものが、こうやって出てきた影響も、当然あるわけなんですけど、何か地元がもう少し意見調整といいますか、市のほうは3議案には賛成というふうに御報告をいただいておりますけども、もう少し整理をして、本日決定といいますか、そういったこと、何か私としては、急ぐべきでなくて、もう少し整理、地元が整理をして、継続といいますか、そういったこともできるのであれば、そういった整理をしながら、もう一度地元に戻して審議して、もう一度上げるというか、そういったこともやぶさかであれば、そういった形もいいんじゃないかなと感覚的には思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大村） ほかに御意見いかがでございますか。

はい、どうぞ。

○神谷委員 今、宮崎委員のほうから提案されましたように、私もそういう形で、むしろ地元を含めてさらに十分に、もし認可になったときにはスムーズに進むことも前提にされたほうがよろしいんじゃないかなと、同じように提案させていただきたいなというふうに思います。継続的にやったほうがよろしいんじゃないかなと思います。

○議長（大村） どうぞ、海野委員。

○海野委員 私も同じです。特に40ページ、まちづくりについては、住民とよく連携してということで書いてありますし、環境は一たん破壊されますと、簡単には取り戻せないということもありますので、やはり先ほどこれからまた住民の方にいろいろお話をされる予定だということですので、それをやった上で、もう一度議論したほうがいいかなというふうに思います。

○議長（大村） ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○鹿川委員 私は、もちろんその意見書の方のことも尊重しなければならないと思います。丁寧に説明することは大事だと思うんですけど。ただ、やはり県が市町村とこういう協議する中において、やはり私はこの先ほど委員の方も、福田委員さんもおっしゃいましたけど、やはり今県のほうの企業団地もグリーンゾーンとか、そういうことに十分配慮してやっておりますから、たとえ何名かの方が地権者にいまして、その方も内部の方で、じゃちょっと調整して隅のほうに持って行ってお願いするとか、進めることを前提にした上で、私は協議して、また意見書の意見も尊重しながらやっていくといいと思うんですけど。ただ、もちろん環境も大事ですけど、やっぱり税金を上げたり、雇用の場をつくるということも、これさらに大事なことでするので、よろしくをお願いします。

○議長（大村） ほかに御意見はいかがですか。

多くの方々から御意見出ました。それで、ちょっと私のほうから整理させていただきたいと思うんですが、一応この3議案の一括採決ということで議題に供しているわけですが、私がちょっと今までの皆さんの御意見いただいた、比較的慎重にとか、あるいは今決断すべきだという御意見もありましたけれども。比較的、1週間より前に6月3日にこういう形の要望書が、県知事と私あてにも出てきておりますし、それからいろんな御説明を伺っていると、まだもう少し住民に説明をして、理解を求めるといふ、県やあるいは市がお考えになっている非常に緑豊かな工業地を形成していきたいというのは、多分住民の方々はまだ御理解が行き渡っていない部分もあるのかなという気がいたしますし、形式上、多分都市計画上の手續として、公聴会はすべてやられていることは確かかなだと思いますけれども、これからの都市計画は、ただ制度的にその要件を備えていれば、それだけでということでは、なかなか済まない部分もあるかなと思うし、案件によって、やっぱり多くの方々の理解と合意を得るといふことが必要だろうと思います。それで、全体の御意見を私がまとめますと、やっぱりこの3議案につきましては、もう一度、周辺住民に周知し、理解を求めるといふ形で手續を進めればいいのかと思いますので、私としては、この3議案につきましては、継続審議として、周辺住民への説明を行って理解を得るといふ必要があるという理由を付して、継続案件としたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。もしこれで御了解いただけるならば、そういう形でこの案件は継続審議という形で処理させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、今後のこの案件の対応ですが、市は今後、地区の説明会を実施されるということでございますので、その説明会后、その内容を報告していただき、いつの審議会、次回とは必ずしも限らないと思いますけれども、いつの審議会でも再審査することかということについては、私のほうに御一任願いたいと思います。次回以降、多分、経過については皆様方に御報告するとい

う形になると思いますけれども、そういう形で処理させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それじゃ、そういう形で処理させていただきたいと思いますが、ありがとうございます。

それでは、次に議第4890号「埼玉県景観計画の変更について」を議題に供させていただきます。幹事は議案の説明をよろしく願いいたします。

○幹事（田園都市づくり課長） 田園都市づくり課長の能見でございます。着座して御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議第4890号「埼玉県景観計画の変更について」を御説明申し上げます。議案書は79ページから97ページとなります。あわせてスクリーンのほうを御覧ください。本日、埼玉県都市計画審議会にお諮りさせていただきましたのは、景観法の規定によりまして、景観計画の策定、変更する場合は、都道府県都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。都市計画との適合性を図るために御意見を伺うということでございます。また、本日御意見をいただいた後には、今月18日に開催いたします埼玉県景観審議会に景観上の観点から御意見をお聞きする予定でございます。本議案の内容といたしましては、騎西町を景観計画の一般課題対応区域から特定課題対応区域に編入し、景観法による届け出の対象範囲を広げようとするものでございます。

それでは、最初に埼玉県景観計画の規制の概要について改めて御説明いたします。議案書は97ページでございます。あわせてスクリーンを御覧ください。こちらは、埼玉県景観計画の区域区分図でございます。白抜きの部分につきましては、市が独自で景観行政を行っている景観行政団体でございます。少し濃い部分、色のついた部分、県が景観行政団体となる市町村で、具体的には薄い青色の部分通常在一般課題対応区域でございます。具体的には、濃い青色の部分でございますけれども、濃い青色の部分のうち、用途地域のない部分、市街化調整区域になるかと思いますが、特定課題対応区域でございます。現行の埼玉県景観計画におきまして、騎西町は一般課題対応区域となるところでございます。しかし、平成20年2月に騎西国道122号沿線地区が田園都市産業ゾーン基本方針に基づく先導モデル地区に位置づけられたところでございます。このため圏央道沿線区域と同様に開発圧力が高まり、乱開発による景観への影響が懸念されることとなりました。そこで、今回、埼玉県景観計画の一部を変更いたしまして、騎西町の用途地域が定められていない区域を特定課題対応区域に編入しようとするものでございます。

一般課題対応区域でございますけれども、景観法による届け出が建築物の場合、建築面積が1,000㎡を超えるものなどが届け出の対象となります。それに対しまして、特定課題対応区域では、景観法による届け出が建築物の場合につきましては、建築面積が200㎡を超えるものとなり、届け出の対象が拡大されております。さらに特定課題対応区域では、土地の面積が500㎡を超える資材置き場

などが届け出の対象に追加されることになっております。なお、当該景観計画の変更につきましては、平成21年3月22日、住民説明会を行っております。また、関係市町へ意見照会いたしましたところ、支障のない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしゅうございますか。この案件、議第4890号の議案につきましては、都市計画の埼玉県景観計画の変更に対する都市計画審議会の意見を取りまとめるということでございますが、今ございましたように、特に意見がございませんでしたので、都市計画審議会といたしましては、意見なしという形で取りまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないようでございますので、埼玉県景観計画変更案に対して、都市計画審議会といたしましては、意見なしというふうな結論になりました。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議第4891号「飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更について」、議第4892号「飯能都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について」、議第4893号「飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について」、以上の3議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 改めまして、市街地整備課長の篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

それでは、議第4891号から議第4893号の3議案につきまして一括して説明申し上げます。議案書は99ページから115ページでございます。議案の内容に入ります前に、変更する飯能都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業及び岩沢北部土地区画整理事業の見直しの概要につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、前方のスクリーンを御覧ください。議第4891号は、岩沢南部土地区画整理事業の整備手法の変更により、施行区域を縮小するものでございます。岩沢南部地区の事業計画変更に係る意見書が議第4892号で、岩沢北部地区の事業計画変更に係る意見書が議第4893号でございます。岩沢南部及び岩沢北部の両地区において都市計画決定された施行区域を縮小し、あわせて土地区画整理法に基づく事業計画を変更するものでございます。また、岩沢南部及び岩沢北部の両地区にまたがる地区計画の策定や都市計画公園、都市計画道路の都市計画の変更を行うものでございます。

この中で、埼玉県都市計画審議会に付議しておりますのが、前方のスクリーンにおいて赤色で囲みました施行面積が約55.4haの岩沢南部地区の区域縮小、岩沢南部及び岩沢北部地区の事業計画の変更に係る意見書でございます。それ以外の黄色で着色しましたところは、飯能市決定の都市計画変更でございます、埼玉県都市計画審議会への付議案件ではございません。岩沢北部地区の区域縮小は、50ha未満のため、市の都市計画決定案件となっております。また、岩沢南部及び岩沢北部の両地区にまたがる地区計画、都市計画公園及び都市計画道路の変更につきましても、市決定の都市計画変更となっております。なお、市決定案件につきましては、平成21年5月1日に飯能市都市計画審議会において審議がなされ、原案どおりで可決されております。また、あわせて県決定案件の岩沢南部地区の区域縮小についても審議がなされ、異議はないと回答を得ております。このように、3議案は都市計画変更に関して、相互に関連していることから、議第4891号から4893号を一括して説明させていただくものでございます。

それでは、岩沢地区の位置について説明いたします。飯能市の市街地中心部から東約1kmに位置しており、国道299号が東西に走っております。鉄道につきましては、西武池袋線が地区内を通り、地区の直近には元加治駅がございます。また、地区の西側にJR八高線も通っております。なお、西武池袋線を挟んで南側が岩沢南部地区で、施行面積が約55.4haでございます。一方、西武池袋線の北側が岩沢北部地区で、施行面積は約44.2haとなっております。

続きまして、今回の見直しに至りましての経緯と整備の方向について説明いたします。本地区は、駅周辺であるにもかかわらず、道路などの公共施設整備が不十分であり、ライフラインの整備が立ち遅れ、防災や土地利用の面で課題を残しておりました。このようなことから、駅に近接した利便性の高い区域としての条件を生かしながら、公共施設の整備改善と土地利用の効率化を図り、健全かつ良好な環境を有する区域とするため、区画整理による整備を行うこととしたものでございます。当初は幅員6mの区画道路を計画的に配置し、宅地の利用促進を図ることとしておりました。しかしながら、事業が進まず、長期化に至っております。岩沢南部地区は、事業着手から13年が経過いたしましたでしたが、進捗率は総事業費ベースで約13.5%となっております。岩沢北部地区も事業着手から14年経過いたしましたでしたが、進捗率は総事業費ベースで約11.6%と、依然、基盤整備がおくれたままの状況となっております。原因といたしましては、市の公債費や義務的経費の増加などによる市の厳しい財政状況がございます。また、地価の下落や景気の低迷に伴い、保留地処分金の確保が困難になったことも原因でございます。残事業費と市の財政状況を考慮しますと、事業完了まで、おおむね100年かかると市では試算しております。事業が長期化しますと、建築制限も長期化し、地権者が土地の活用や生活設計を行う上で大きな問題となってきます。また、下水道の整備も遅れることとなり、日常生活の不便も長期化いたします。

このような中で、早く下水道の整備を進めること、自由な土地活用をできるようにすること、防災性の確保が望まれていることが地元からも強く望まれております。今回の見直しでは、おおむね

20年で整備が終わるまちづくりへの転換を図ることを新しいまちづくりの方向としております。まず、区画道路の配置につきましては、建物移転を極力少なくするため、現況道路をできるだけ生かした道路計画としております。これにより、住民の方に負担の少ないまちづくりを進めることとしております。下水道の整備につきましても、現況道路を生かすことにより、早期に整備することが可能となります。また、都市計画道路の整備は優先してまいります。見直しに当たりまして、市では本地区に最低限必要な整備水準を設定しております。具体的には、区画道路率が16%以上であること、区画道路幅員が4 m以上であること、消防活動困難区域をなくすことなどがございます。この整備水準に基づき、区画整理を継続するエリアと区画整理以外の手法により整備するエリアに分けて整備を行うことといたしました。

まず、区画整理を継続するエリアでございますが、区域の特性といたしまして、道路等、公共施設が不足している区域及び既に区画整理事業により整備が進んでいる区域でございます。これらの区域は、区画整理事業を継続するものでございます。一方、区画整理以外の手法により整備するエリアでございますが、区域の特性といたしまして、既に住宅地としての街区が形成されており、大きな整備が必要でない区域や別途事業により整備していくことが明確な区域などがございます。区画整理以外の手法により整備するエリアにつきましては、地区計画により整備計画を定め、セットバックや用地買収による道路整備等を実施するものでございます。

次に、岩沢南部地区の見直しの概要につきまして説明させていただきます。前方のスクリーンは、施行面積が約55.4haの現在の計画図でございます。先ほど申し上げましたとおり、区域の中で既に必要な整備水準に達している区域がございます。ただいま青色で着色した区域が道路が整っている箇所でございます。さらに写真のように、住宅地としての街区が形成されておりますが、道路のセットバックや隅切りの設置等により整備水準を確保する区域を加えます。また、駅前広場や民間開発予定箇所などを別途事業で整備することが明確な区域などを整備済み区域として、青色で着色しております。今回の事業計画変更に伴い、区画道路等の配置も現況を重視した計画に見直しております。そうしますと、前方スクリーンのような状況となり、移転戸数も減り、事業費を大きく削減できることとなります。

また、既に区画整理事業により整備を進めた箇所を黒及び灰色で表示しております。黒は整備済み、灰色は着色した箇所であり、こちらは先ほど説明させていただきましたように、区画整理を継続するエリアとしております。この結果、赤線で囲まれております約36.5haの区域が区画整理を継続するエリアでございます。灰色で着色させていただきました部分が区画整理以外の手法により整備するエリアで約18.9haでございます。このエリアにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、地区計画により整備計画を定め、セットバックや用地買収による道路整備等を実施するものでございます。土地区画整理事業が完成するおおむね20年後には、前方スクリーンに示しますように、区画整理以外の手法により整備するエリアにつきましても、道路や下水道が整備される

予定でございます。

次に、岩沢北部地区の見直しの概要について説明させていただきます。前方のスクリーンは、施行面積が約44.2haの現在の計画図でございます。岩沢南部地区と同じように、区域の中で既に必要な道路が整備されている区域を青色で着色してございます。さらに写真のように、既に住宅地としての街区が形成されておりますが、道路のセットバックや隅切りの設置等で整備水準に達成する区域を加えます。また、岩沢北部地区でも、駅前広場や民間開発予定箇所など、別途事業で整備することが明確な区域などを青色で着色しております。岩沢北部地区におきましても、区画道路等の配置を現況重視の計画に見直しております。そうしますと、前方スクリーンのような状況となり、岩沢南部地区と同様に、移転戸数も減り、事業費を大きく削減することができます。

最後に、既に区画整理で整備を進めた箇所を岩沢南部地区と同様、黒は整備済み、灰色は着色した箇所として表示しておりますが、こちらは区画整理を継続するエリアとしております。この結果、赤線で囲まれております約17.8haの区域が区画整理を継続するエリアでございます。灰色で着色させていただきました部分、約26.4haが区画整理以外の手法により整備するエリアでございます。このエリアにつきましては、岩沢南部地区と同様に、地区計画により整備計画を定め、セットバックや用地買収による道路整備等を実施するものでございます。前方スクリーンに示しますように、土地区画整理事業が完成するおおむね20年後には、区画整理以外の手法により整備するエリアにつきましても、道路や下水道が整備される予定でございます。

続きまして、見直しに対する飯能市等の考え方につきまして説明させていただきます。市では、平成15年度から見直しの検討を始め、平成17年に市長をトップとする行政経営会議において区画整理事業を見直しし、都市計画道路と下水道の整備を優先する基本方針を決定いたしました。また、市では平成19年度にまちづくりの専門家である有識者や、民間人で構成される有識者会議を設置し、見直しの方向を検討してまいりました。市議会に対しましても、見直しの方向を随時報告して理解をいただいていたところでございます。このような経緯のもと、平成21年1月14日に、飯能市長と飯能市議会議長から知事へ、飯能都市計画事業、岩沢北部及び岩沢南部地区事業の見直しについての要請があったところでございます。

一方、市では地権者に対しまして、岩沢南部及び岩沢北部地区のそれぞれにおいて、計4回の地元説明会を場所や曜日、時間を変えて、延べ76回開催しております。また、説明会の欠席者に対しましては、戸別訪問を行うとともに、意向調査を行い、見直しに対する意見等を伺ってまいりました。さらに見直し案や説明会の概要がわかる区画整理事業ニュースの配布による情報提供や、相談所を設置し、見直し案の理解と協力に努めてまいりました。

前方のスクリーンを御覧ください。この結果、岩沢南部地区につきましては、全体887世帯を対象に行った地元説明会において、約7割の610世帯の地権者が出席し、反対意見を述べたのは16世帯でございました。また、岩沢北部地区につきましても、全体1,169世帯を対象に行った地元説明

会において、約7割の808世帯が出席し、反対意見を述べたのは14世帯でございました。なお、地元説明会に欠席された地権者を対象に行った意向調査の結果もあわせて説明させていただきます。岩沢南部地区につきましては、175世帯からの回答があり、そのうち136世帯が「早急に見直しして進めるべき」との回答をしております。岩沢北部地区につきましても、207世帯から回答があり、そのうち159世帯が「早急に見直しして進めるべき」と回答しております。以上で岩沢南部土地区画整理事業及び岩沢北部土地区画整理事業の見直しの概要を説明させていただきました。

それでは、3議案の説明を順次申し上げます。議第4891号「飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更について」から説明させていただきます。議案書は100ページ、図面は計画図が103ページでございます。本案件は、先ほども説明させていただきましたように、岩沢南部地区の灰色で着色しました18.9haの施行区域を縮小変更するものでございます。本案件につきまして、平成21年3月17日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、反対の意見書が3通3名の方からございました。意見書の要旨と、それに対する県の見解について説明いたします。お手元に配付いたしました「資料2」、「参考資料2」を御覧いただきたいと思います。「資料2」は、意見書の要旨及び見解、「参考資料2」は、その意見書の写しをまとめたものでございます。それでは、「資料2」に基づきまして説明申し上げます。「資料2」の1ページを御覧ください。まず、意見書①の要旨1、「市の都合で一方的に除外地区にするのは困る。未整備の土地を整備済みとして区画整理除外区域とするのは無謀な差別である」との御意見でございます。前方のスクリーンを御覧ください。区画整理以外の手法により整備するエリアは、民間開発等により既に住宅地としての街区が形成されており、大きな整備が必要でない区域、別途事業による整備が明確な区域及び寺社など整備の必要のない区域としております。一方、区画整理を継続するエリアは、住宅地としての街区が形成されておらず、面整備が必要な区域、道路等公共施設が不足している区域及び既に区画整理事業により整備が進んでいる区域としております。当該地は住宅地としての街区が形成されており、既に接道条件を満足していることから、区画整理以外の手法により整備するエリアとしております。今後とも、市では見直しの必要性やメリットを理解していただけるよう努めるということとしております。

次に、意見書②の要旨1、「区画整理の施行について、一人一人の希望を聞き、押しつけるのではなく、うまく調整してもらいたい」との意見でございます。市では4回の説明会や説明会欠席者に対する意向調査を行い、その結果を踏まえ計画を推進してまいりました。今後とも、市では区画整理事業ニュースによる情報提供や供覧、工事、測量の際に行う説明により、地権者に対するきめ細かな対応をしていくこととしております。

次に、要旨2の「金がないのであれば、白紙に戻し、下水道工事のみをやるべきである」との御意見でございます。本地区は駅周辺にもかかわらず、道路などの公共施設整備が不十分であり、ライフラインの整備が立ち遅れ、防災や土地利用の面で課題を抱えております。このため、本区域では、区画整理事業や区画整理以外の手法を用いて、土地の利便性を向上し、健全で良好な市街地整

備を行うものでございます。なお、要望の多い下水道整備は、区画整理内外の両エリアにおいて整備を進めてまいります。

次の要旨3の見解につきましては、先ほど意見書①の要旨1の見解と同じ内容でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、意見書③の要旨1、「事業破綻に対する行政責任を明確にして事業を中止すべきである。今後、高齢化と少子化が重複し、空き家が顕在化するため、事業区域を変更してまで事業継続の蓋然性はない」との御意見でございます。事業の必要性につきましては、意見書②の要旨2の見解と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、要旨2の「民間開発行為を行った地域はすべて区域除外とするなど、区画整理から区域除外をする地域の概念定義を明確にして地権者を納得させる必要がある」との御意見でございます。区画整理以外の手法により整備するエリアと区画整理を継続するエリアにつきましては、前方スクリーンの内容を先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。また、地権者に対する対応は、意見書②の要旨1の見解と同じでございますので、説明を省略させていただきます。以上、「飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更について」説明させていただきました。

続きまして、議第4892号「飯能都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書」について説明申し上げます。議案書は106ページ、図面は計画図が108ページでございます。本議案は、施行区域を縮小変更することに伴い、岩沢南部土地区画整理事業の事業計画を変更するものでございます。面積は約36.5haに縮小し、事業期間は平成21年から平成40年までの延長、総事業費は約78億円、減歩率は約12%などとした事業計画案を地権者に示し、施行者である飯能市が縦覧を行ったものでございます。市では、これまで4回の地元説明会を日時や時間を変えて、延べ34回実施し、権利者の意見を聞きながら見直しを進めてまいりました。事業計画変更案を平成21年3月17日から3月31日まで公衆の縦覧に供しましたところ、6通8名の方から意見書の提出がありました。このため土地区画整理法第55条第13項において準用する同法第55条第2項の規定により、本意見書の採択または不採択について御審議を願うものでございます。

初めに、意見書の取り扱いについて申し上げます。スクリーンを御覧いただきたいと存じます。市は、土地区画整理事業の事業計画を定め、またはそれを変更しようとする場合、事業計画の縦覧を2週間行います。利害関係者は意見がある場合、知事に対して縦覧を開始してから4週間以内に意見書を提出することができます。知事は、提出された意見書を都市計画審議会に付議します。都市計画審議会には、その内容を御審議いただき、意見書を採択すべきか、あるいは不採択にすべきかを議決していただきます。都市計画審議会において意見書を採択すべきであると議決された場合、知事は市に対し、必要な修正を加えるべきことを求め、市は再度縦覧の手続を行うこととなります。また、意見書を不採択にすべきであると議決された場合、知事はその旨を意見書提出者に通知し、区画整理事業の事業計画について認可を行います。

それでは、意見書の内容について説明申し上げます。今回、6通8名から意見書が提出されましたが、縦覧時の権利者数は922名でございます。意見書提出者の権利者割合は約0.9%、地区面積割合は約2.1%でございます。意見書の要旨及び見解は「資料3」、それから意見書の写しは「参考資料3」にそれぞれ整理し、お手元に配付しております。

それでは、「資料3」に基づきまして、県の考え方を説明させていただきたいと思っております。「資料3」の1ページを御覧ください。まず、意見書①の要旨1、「今回の見直しは不公平極まりない。除外区域の方々も何らかの形で負担すべきである」との御意見でございます。今回の見直しにおいて、区画整理以外の手法により整備するエリアとなる地権者のうち、幅員4m未満の道路に接道している方には、セットバック等をお願いしてまいります。また、下水道整備は両エリアで行い、受益者負担金についても、両エリアの地権者で負担していただくこととしております。

次に、要旨2の「年数がかかっても最初の計画に戻してほしい」との御意見でございます。この御意見は、施行区域に係わるものでございまして、先ほどの議第4891号に関するものでございます。見解といたしまして、この見直しにより、早期にまちづくりを完成させることができることから、市では見直しの必要性やメリットを理解していただけるよう努めていくこととしております。

次の意見書②の要旨1は、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。「公園予定地のため先行投資で先買いしてもらいたい。このままでは都市計画税、固定資産税を負担できない」との御意見でございます。当該地は用地買収ではなく区画整理事業で公園を整備していく予定でございます。市では、見直し案の認可後に行う換地設計において仮換地を示し、できるだけ早く使用収益ができるよう配慮していくこととしております。

次に、意見書③の要旨1、「阿須小久保線により三角の土地が2つ残ってしまう」との御意見でございます。なお、都市計画道路に関する意見は、市決定の都市計画案件でございます。見解といたしましては、当該地は用地買収ではなく区画整理事業で都市計画道路を整備していくこととしております。市では、見直し案の認可後に行う換地設計におきまして、整形となるように仮換地を示していく予定でございます。

次に、要旨2の「道路の拡幅により土地が削られる」との御意見でございます。道路拡幅などの負担は、区画整理事業地内の権利者の利便性の向上に応じまして、減歩などにより公平に負担させていただくものでございます。

次の要旨3は、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。「土地を農転したことにより税金が上がった。(換地先が決まらないため)工事が終わるまで家も建たず、税金を払うのは不公平である」との御意見でございます。市では、見直し案の認可後に行う換地設計において仮換地を示し、できるだけ早く使用収益できるように配慮してまいります。

次に、意見書④の要旨1、「具体性のない計画により生活できなくなる恐れがあるため、今までの責任を明確にして救済策を考えていただきたい」との御意見でございます。現況道路を生かした

区画道路計画とすることによりまして、移転家屋を少なくすることができ、早期にまちづくりを完成させることが可能となります。このため、事業を見直すことが、救済策につながるものと考えております。

次に、要旨2の「(自分の)敷地側に突き出た公園予定地をなくしてほしい。また、公園が敷地に接していると治安が悪くなるので、公園予定地を他の場所へ移動してほしい」との御意見でございます。前方のスクリーンを御覧ください。岩沢地区の公園配置計画でございます。地区周辺に既にある公園、地区外及び地区内に計画しております公園を表示いたします。街区公園の誘致距離は250mでございますので、公園から250mの円を表示させていただきます。そうしますと、地区全体がおおむね公園誘致距離内に入ることが御覧いただけると思います。見解といたしましては、公園予定地は、街区公園の適正な誘致距離を考慮するとともに不要な建物移転を避けられる位置としております。公園は地域の憩いの場であり、安らぎと潤いをもたらすことから、市は今後とも、公園の必要性について理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、要旨3は事業計画に係わらないと思われる意見でございます。「自分の3つの建物（蔵、物置、車庫）が換地先に入るように改善してほしい」との御意見でございます。市では、見直し案の認可後に行う換地設計におきまして仮換地を示し、できるだけ早く使用収益ができるように配慮してまいります。また、建物の移転や改築等が必要な場合には、補償等について市で適切に対応してまいります。

次の要旨4も事業計画に係わらないものと思われる意見でございます。「長期間使用収益が開始されず、さまざまなトラブルが出てくるので、第三者機関（セーフティーネット）のようなものの設置を要望する」との御意見でございます。今後とも、市では区画整理事業ニュースによる情報提供や供覧、工事、測量の際に行う説明により、地権者に対するきめ細かな対応をしていく予定でございます。また、事業に関する相談は、引き続き事務所においても伺い、民事間につきましては行政相談窓口等を紹介させていただくこととしております。

次に、意見書⑤、要旨1、「事業破綻の責任をとって事業を中止すべきである。事業期間を20年としているが、実現の可能性は低い。住民不在の公共事業は目的を喪失している」との御意見でございます。今回の見直しにより、大幅なコスト削減を図り、実現性の高い計画となっております。また、住民との話し合いにつきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、前方のスクリーンに示す内容を市では説明してまいりました。

次に要旨2は、事業計画にかかわらないと思われる意見でございます。「地権者の審議委員は区域除外されると資格を失うが、学識経験委員は解任されないのは行政裁量の逸脱である」との御意見でございます。地権者の審議委員は、施行地区内に土地の所有権または借地権を有しなくなった場合は、その地位を失うこととなっております。一方、学識経験者につきましては、事業の見直しの検討及び見直し後にスタートする事業におきまして、専門的な見地から意見を求めることが多い

ため、土地区画整理法施行令第18条第2項の「施行区域の縮小があった場合、委員の任期中に限り、従前の定数を確保できる」という規定に基づきまして、市は学識経験者の定数を維持しております。なお、見直しの認可後に行われる審議委員の改選の際は定数を見直す予定となっております。

次の要旨3も事業計画に係わらないと思われる意見でございます。「行政権力による翼賛体制をやめて実現可能性を住民に問うべきである。県は市に対して第三者委員会の設置を指示しており、またこのメンバーは審議会のメンバーと重複し、行政のイエスマンの役割を担っている」との御意見でございます。岩沢地区の見直しに当たり、専門的な見地から意見を伺うため、市として必要と判断し、幅広い分野から委員を選出しております。その他、「埼玉県都市計画審議会は、充て職を含めてすべて審議委員の責任を自覚し、審議を尽くしていただきたい」との要望がございましたので、御報告させていただきます。

次の意見書⑥の要旨1の内容と見解につきましては、先ほどの意見書③の要旨1と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、要旨2の「元加治南口駅前通線の幅員を16mから12mにして影響を小さくしてほしい」との御意見でございます。なお、都市計画道路に関する意見は、市決定の都市計画案件でございます。前方のスクリーンを御覧ください。当該路線は、阿須小久保線と元加治駅を結ぶ幹線街路として位置づけられていることから、自転車と歩行者が安心して快適に共存できるよう、車道9m、両側に歩道3.5mずつを確保した計16mの道路幅員としております。

次の要旨3の見解につきましては、先ほど意見書③の要旨3の見解と同じ内容でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、「飯能都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書」についての説明を終わります。

続きまして、議第4893号「飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書」について御説明申し上げます。議案書は112ページ、図面は計画図が115ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。本議案は、施行区域を縮小変更することに伴い、岩沢北部土地区画整理事業の事業計画を変更するものでございます。施行面積は約17.8haに縮小し、事業期間は平成21年から平成40年までの延長、総事業費は約72億円、減歩率は約20%などとした事業計画案を地権者へ示し、施行者である飯能市が縦覧を行ったものでございます。市では、これまで4回の地元説明会を日時や時間を変えて、延べ42回実施し、権利者の意見を聞きながら見直しを進めてまいりました。事業計画変更案を平成21年3月17日から3月31日まで公衆の縦覧に供しましたところ、6通7名の方から意見書の提出がございました。このため土地区画整理法第55条第13項に準用する同法第55条第2項の規定により、本意見書の採択または不採択について御審議願うものでございます。

それでは、意見書の内容について御説明申し上げます。今回、6通7名から意見書の提出がなさ

れましたが、縦覧時の権利者数は1,223名でございます。意見書提出者の権利者割合は、約0.6%、地区面積割合は約0.9%でございます。意見書の要旨及び見解は、「資料4」、それから意見書の写しは、「参考資料4」にそれぞれ整理し、お手元に配付しております。それでは、「資料4」に基づきまして、県の考え方を説明させていただきます。「資料4」の1ページを御覧いただきたいと思っております。まず、意見書①の要旨1、「見直しで除外と言われ、意見も聞かず、簡単に処理されたことは納得できない。もう一度見直してほしい」との御意見でございます。なお、区域縮小に関する意見は、市決定の都市計画案件でございます。見解といたしまして、市では4回の説明会や説明会欠席者に対する意向調査を行い、その結果を踏まえ計画を推進してまいりました。今後とも、市では区画整理事業ニュースによる情報提供や供覧、工事、測量の際に行う説明により、地権者に対するきめ細かな対応をしていく予定でございます。

前方のスクリーンを御覧ください。当該地は、隣接の区画整理事業により、接道となる道路を整備する予定であり、住宅地としてほぼ街区が形成されていることから、区画整理以外の手法により整備するエリアとしております。

次に、要旨2は、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。「南側の保留地だった三角の19から20坪の土地を販売してほしい」との御意見でございます。当初計画では、狭小な土地が残るため保留地としておりましたが、見直しにより未定となっております。保留地になるかについては、市が見直し案の認可後に行う換地設計を踏まえ、説明してまいります。

次に、意見書②の要旨1、「土地を売れず、固定資産税等も払えないので区画整理継続区域から外してもらいたい」との御意見でございます。なお、区域縮小に関する意見は、市決定の都市計画案件でございます。

前方のスクリーンを御覧ください。見解といたしまして、公共施設の整備が必要であり、住宅地としての街区が形成されていないことから、区画整理を継続するエリアとしております。なお、市は区画整理事業中であっても、土地の売買は可能であることを説明してまいります。

次に、意見書③の要旨1、「パチンコ店を営業していることから、現区画整理の中で移動不可能であり、除外区域にしてほしい」との御意見でございます。なお、区域縮小に関する意見は、市決定の都市計画案件でございます。

前方のスクリーンを御覧ください。当店の駐車場では、区画道路、店舗の前では歩道といった公共施設の整備が必要であることから、区画整理を継続するエリアとしております。なお、意見書③につきましましては、「参考資料4」の4ページを御覧ください。岩沢南部土地区画整理事業の変更に係る意見書として提出されておりますが、岩沢北部地区の権利者であり、岩沢北部地区のことを述べているので、岩沢北部地区の意見書として取り扱っております。

次に、意見書④の要旨1、「見直しにより区画整理除外区域となり、将来的にも何ら土地利用が図られないため、区画整理継続区域としてほしい。でなければ、市で買い上げる等、特別な措置を

講じてほしい」との御意見でございます。なお、区域縮小に関する意見は、市決定の都市計画案件でございます。

前方のスクリーンを御覧ください。見解といたしまして、住宅地としてほぼ街区が形成されていることから、区画整理以外の手法により整備するエリアとしております。なお、建築上の接道要件が満たされ、土地利用が図れるよう、市において対応していくこととしております。

次の意見書⑤は、事業計画に係わらないと思われる意見でございます。要旨1、「分断される宅地が少なくなるように都市計画道路の変更を行い、利用不能になる宅地を少なくしてほしい。住んでいる宅地から都市計画道路を南へ外して宅地が有効利用できるようお願いする」との意見でございます。都市計画道路は円滑な交通を維持し、都市の骨格を形成するもので、広域的な観点から決定しているものでございます。当該地は用地買収方式により整備する予定であり、用地買収時に市が適切に対応してまいります。

次に、意見書⑥の要旨1、「完成までの時間、費用、私権制限との組み合わせで最適な計画が策定されるべきである。この計画が市民に約束した期間内で着実に計画が完遂されるか、事業の実効性の検証が必要である。また、大口地権者の減歩負担を見直し、市の財政力に裏打ちされた計画とすべきである」との御意見でございます。事業計画は市の財政状況、資金計画、地区面積、権利者数、建物戸数、工事規模及び保留地の処分等に基づき計画したものであり、実効性は高いと考えております。また、個々の減歩につきましては、市が見直し案の認可後に行う換地設計において、公平となるように配慮してまいります。

次に、要旨2、「現時点でも行政責任が問われているが、この計画ではさらに私権制限が続き、無責任な行政が続く」との御意見でございます。この見直しにより、まちづくりを早期に完成させることが可能となることから、市は見直しの必要性やメリットを理解していただけるよう努めてまいります。なお、この意見書の⑥につきましては、参考資料4の13ページを御覧ください。岩沢北部南部土地区画整理事業の変更に係る意見書と、両地区に対する意見書として提出されておりますが、意見書提出者は、岩沢北部地区の権利者であることから、岩沢北部地区の意見書として取り扱っております。

以上が提出されました今回の3つの議案に対する意見書の要旨と、その見解でございます。なお、意見書提出者に対しましても、飯能市では、今後とも引き続き事業に対する御理解と御協力が得られるよう努めていくとのことでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。大分長い御説明で、やや複雑な要素が入っていると思いますが、今の幹事の御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでございますか。

どうぞ、松沢委員。

○松沢委員 これは4891号の関係で、この南部、北部とも、当初の計画をかなり変更して、別にその区画整理事業から外して市が単独でやるという事業と、そういう変則的な事業ですので、県としても、その辺は市で事業を進めるわけですが、やはり責任を持って、その辺の整合性がとれるように、今後ともお願いしたいと思っておりますし、これは市のほうでも、何回も地元説明会をして、大方の方が理解しているということもあります。それはそれで、私は評価すべきかと思うんですが。

もう一点、ちょっとつけ加えさせていただきますと、この図面の中で、元加治駅、西武池袋線ですか、この近辺が道路が狭隘で、非常にこの駅のそばに道路が来ていて、車はその踏切を1台、交互通行できないというような状況でございます。それで、この部分は、今申し上げたように、区画整理事業とは切り離して、市が単独でやるという事業になっておりますものですから、非常に災害とか、いろんなときに不便を来すわけで、県としても、こうしたところにはしっかりと財政的にも支援していただいで、この辺の安全を解消できるようにしてもらえばいいかなと思っております。

○議長（大村） 御要望というか、御意見だと思いますが、何か幹事のほうからございますか。

○幹事（市街地整備課長） 土地区画整理事業を継続していくエリア、それから区画整理事業から外すエリアという形になるわけでございますけれども、基本的には両区域に住んでいらっしゃる方々の不公平感を払拭する必要があるというふうに思っておりますので、基本的にはその下水道の整備だとか、道路の拡幅については、おおむね20年後を両地区とも完成をするという形で事業を進めていきたいという形で指導をしまいたいと思います。また、それにあわせて、必要な国庫補助金等の導入につきましても、県としては全力を挙げて支援をしまっている予定でございます。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかにはいかがでございますか。

はい、どうぞ。

○鹿川委員 私、近隣の市町村ということで、飯能県土の管内のということもあり、地元の県議さん、市長からも切実な思いでぜひ、これは飯能市の未来の命運がかかっているというぐらいに、住民の切実な思いが、こういう形で提出されてきたと思います。そして、まして意見書も、関係する面積も1%前後ということでございますので、ぜひこういう区画整理が100年かかるのを20年に短縮、まして減歩率も10%から20%前後ということで、一般の区画整理に比べれば、かなり少ない、健全な財政でできるわけで、まして民間活力というものを導入することは、非常に私は大変立派な決断だと思います。こういう区画整理が非常に長引いているということは、ほかの市町村にはかなりあると思います。実際、私たちの近辺においても、この間、執行部の方が説明に来てくれたときにも話したんですけど、こういう見直しをするということは、非常に勇気のあることで、県のほうでも、飯能市に限らず、応援してもらえれば非常にありがたい、またリーダーシップをとってもらえればありがたいと思います。ぜひこれは非常にいいことでございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（大村） ありがとうございます。御意見ということで、特にいいですね。

どうぞ、須田委員。

○須田委員 私は賛成ですけれども、1点お伺いします。区画整理をやらないエリアが出ますけれども、その4mない道路、これについてセットバックをお願いしていくんだというお話がありましたけれども、このセットバックは、法的な根拠がありませんので、下がっていただけない。これに対して、県としてはどういうお願いをしていく予定なのか。この4mない道路のセットバックについて、もう非常に苦慮しているんですけども、具体的に何かいい案がありましたら、御教示いただきたいと思いますが。

○議長（大村） いかがでございますか。

○幹事（市街地整備課長） 4mに満たない部分のセットバックでございますけれども、基本的には、今回外すエリアは、全部が全部ではないんですけども、その4m程度の道路に面しているといった区域が多々ございます。4mに満たない部分につきましては、地区計画で道路の位置を定めておりまして、それに基づきまして、関係権利者のほうにお願いをしていくという形になっております。また、今回この道路の幅員とか、位置を定めた地区施設を持った地区計画につきましては、関係住民の合意を得て策定しております。

○議長（大村） はい、どうぞ。

○須田委員 それは当たり前のやり方なんですね。つまりどういうことかという、例えば家を建てかえるときに、あるいはブロック塀を取り壊して、つくりかえるときに、中心から2m下がってねという指導なんです。それだと、ずっと広がらないんですよ。ですから、こういった区画整理をやめて、その4mのセットバックでお願いをするエリアということであれば、何かもうちょっと考えられないのかなと思うんですけど、それはやっぱり今のところはないんでしょうか。いかがですか。

○議長（大村） いかがですか。

○幹事（市街地整備課長） 地元の飯能市のほうで、いわゆる下がったエリア、4mに下がった部分も含めて、例えばその用地取得をするとか、そういったことも一つの方策だと思っておりますけれども、限られた市の財源の中で、どこまでできるのか、ちょっとよくわからないので、とにかく今回区画整理を進めるエリアと外すエリアという形になりますので、どちらも同じような形で整備水準が全うできるような形で市としては全力を挙げて調整をしていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大村） よろしゅうございますか。ほかには御意見はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、大分これ複雑な議案になっておりまして、採決の仕方について、もし皆様方から特段の何か御意見ございましたら、お受けしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それじゃ、幹事のほうからちょっと御提案をしていただけますか。

○幹事（市街地整備課長） それでは、議第4891号から議第4893号の採決方法につきまして提案させていただきますと存じます。

採決方法につきまして、ちょっと複雑になりますので、資料をお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（大村） じゃ、資料をお配りください。

〔資料配付〕

○議長（大村） お手元に行き渡りましたか。

それじゃ、課長さん、お願いします。

○幹事（市街地整備課長） それでは、今お配りしました意見書の分類について説明をさせていただきます。あわせて採決方法案につきましては、前方のスクリーンで説明をさせていただきますと思います。

まずはお配りしました資料の意見書の分類についてを御覧ください。議第4891号は、岩沢南部地区の土地区画整理事業の施行区域の縮小に関する都市計画の変更でございます。議第4892号の意見書のうち、2に記載しております意見書①の岩沢南部地区の事業計画（区域縮小）に関する意見については、議第4891号の都市計画の区域縮小と相互に関係しており、相反する採択が行われますと、整合がとれなくなってしまう。

前方のスクリーンを御覧ください。このため採決方法につきましては、議第4891号と議第4892号の意見書の①の区域縮小に係る意見を、岩沢南部地区における区画整理の区域に関する案件として、一括して採決していただきたいと思っております。

次に、議第4892号の意見書①以外の意見書につきまして、採択かあるいは不採択かを採決していただきたいと思っております。恐れ入りますが、お手元の資料、意見書の分類についてを御覧ください。議第4892号の区域縮小以外の意見としては、3の区域縮小以外の事業計画に係る意見、4の都市計画道路といった市決定の都市計画案件に関する意見及び5の事業計画に係わらないと思われる意見がございます。このため採決の結果、意見書が採択された場合でも、4及び5に関する意見としては、事業計画の修正に係わらない内容となっております。

前方のスクリーンを御覧ください。したがって、採決の結果が、意見書が採択となりましたら、緑色の部分である市決定の意見や事業計画に係わらない意見を除き、水色の部分で示した区域縮小以外の事業計画に係る意見を採択し、再度、縦覧の手続を行いたいと思っております。

最後に、議第4893号の意見書につきまして、採択か、あるいは不採択かを採決していただきたいと思っております。

○議長（大村） 大分難題だと思いますけど、基本的に意見書を採択するということは、市にもう一回、都市計画の見直しをしてくださいという形になるわけですね。意見書を不採択の場合は、原案

どおり、市の計画決定どおり進めますという、そういう意思決定になるというふうに御理解いただければと思います。なかなかあれだということで、基本的に採択するという場合には、県は市町村が定めようとする事業計画について、もう一回、必要な修正を加えてくださいという言い方になるし、不採択といった場合には、意見書は採択しませんから、その旨を意見書を出した方に通知して、市の計画決定どおり進めますよという形にするという、そういう構造になっているというふうに御理解いただければと思います。

〔「違う。原案どおり……」と言う者あり〕

○議長（大村）　そうですけど、一応今の御説明によって、一つ一つ採択するということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村）　それでは、まず説明がありました、この意見書の分類につきます議第4891号の1議案と、それから4892号のうちの意見書の①には、これは事業計画の縮小にかかわる、区域縮小にかかわる意見なんですけども、基本的にこういうことで、原案どおり決定し、それから議第4891号を原案どおり決定、それから議第4892号のうちの意見書の①を不採択という形にするということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村）　御異議なしということで、この案件は原案どおりということ。

続きまして、議第4892号の意見書の①、すなわち事業計画の区域縮小にかかわる意見以外のものについて、この意見書を採択して事業計画を修正すべき、あるいは不採択とするという2つですけども、不採択とするということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村）　それじゃ、不採択という形で原案どおりということとさせていただきます。

続きまして、議第4893号の議案につきまして採決させていただきます。

この意見書を採択して事業計画を修正すべき、あるいは不採択とすべきという形で、不採択とすべきということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村）　それじゃ、不採択ということで、本案につきましても不採択とするという形でさせていただきます。

以上、この案件、やや複雑で、恐縮で、時間もかかりましたけれども、原案どおりの形で処理させていただくということで進めます。

以上をもちまして本日の審議はすべて終了いたしました。

長時間にわたりまして、どうも御協力ありがとうございました。

それでは、この議長の任を解かせていただき、事務局にお返しいたします。

○事務局 傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従いまして、御退席のほう、お願いをいたしたいと思います。

本日は委員の皆様方には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の審議会を閉会といたします。

長時間にわたり、お疲れさまでございました。

午後4時00分 閉 会